明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府二三三）　二

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（同二三四）

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（同二三五）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　三

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
独立行政法人造幣局平成二十七事業年度財務諸表、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分、厚生年金基金変更関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　元

会社その他
会社決算公告　三